

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第9号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例
(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項から第4項までの規定による1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12 略</p> | <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもの(附則第11項において「年間の勤務時間数」という。)で除して得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。</p> <p>12 略</p> |

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|-------------|--|--|-------------|--|
| <p>（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | <p>（育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務をしている職員（以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。）についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | |
| <p>県職員給与条例第4条第3項、第4項及び第7項並びに学校職員給与条例第6条第3項、第4項及び第7項</p> | <p>決定する</p> | <p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p> | <p>県職員給与条例第4条第3項、第4項、<u>第7項及び第8項</u>並びに学校職員給与条例第6条第3項、第4項、<u>第7項及び第8項</u></p> | <p>決定する</p> | <p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p> |
| 略 | | | 略 | | |

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|--|--|--|
| <p>（修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、</p> | | <p>（修学部分休業取得中の給与）</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、</p> | |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第12条及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する読替え）</p> <p>2 県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条の規定の適用については、同条中「第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間」とあるのは「第2条第1項の規定による1週間当たりの勤務時間（以下この条において「1週間当たりの勤務時間」という。）」とし、「除して得た額」とあるのは「除して得た額から給料月額並びにこれに対する地域手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当（以下この条において「地域手当等」という。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.4を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.6を乗じて得た額</p> | <p>佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第12条及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>県職員給与条例第16条又は学校職員給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>（県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与を減ぜられて支給される職員に関する特例）</p> <p>2 県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第3条の規定の適用については、<u>県職員給与条例附則第11項又は学校職員給与条例附則第19項の規定を準用する。この場合において、県職員給与条例附則第11項中「第12条から第15条まで」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第3条」とし、学校職員給与条例附則第19項中「第13条から第16条まで」とあるのは「職員の修学部分休業に関する条例（平成17年佐賀県条例第7号）第3条」とする。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|-----|
| <p>が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額並びにこれに対する地域手当等の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)を減じた額」とする。</p> | |

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。